

小牧市訓令第 1 号

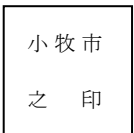
本 庁
出先機関

小牧市公印規程（昭和 4 3 年小牧市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 1 月 2 3 日

小牧市長 山 下 史守朗

別表保険医療課専用市印の項の次に次のように加える。

市民窓口 課専用市 印		方 5	てん書	個人番号カード、個人番号の通知カード、在留カード及び特別永住者証明書専用	1	市民窓口課長
支所専用 市印		方 5	てん書	個人番号カード、個人番号の通知カード、在留カード及び特別永住者証明書専用	各 1	各支所 所長

別表市民窓口課専用市長印の項を次のように改める。

市民窓口 課専用市 長印	小 牧 市 長 之 印 市民窓口課専用	方 1 8	てん書	戸籍、住民登 録その他市 民窓口課所 管証明及び 認可事務用	1	市民窓 口課長
--------------------	---	-------	-----	--	---	------------

別表支所専用市長印の項を次のように改める。

支所専用 市長印	小 牧 市 長 之 印 〇〇支所専用	方 1 8	てん書	戸籍、住民登 録その他支 所所管証明 及び認可事 務用	各 1	各支所 所長
-------------	--	-------	-----	---	-----	-----------

附 則

この訓令は、令和 8 年 1 月 2 7 日から施行する。